

平成29・30年度

島根県建設工事入札参加資格
一般共同企業体申請の手引き

【平成29・30年度定期審査用】

平成28年11月1日版

島根県土木部

土木総務課
建設産業対策室

目 次

	ページ
1 申請書類の一覧	1
2 申請書類の提出方法	1
3 申請書類の提出期間	1
4 申請書類の提出場所	1
5 一般共同企業体の申請資格について	1
6 各構成員の申請資格について	2
7 審査結果について	2
8 資格の有効期間	2
9 申請書の記入要領	2
共通事項	2
一般共同企業体入札参加資格審査申請書(様式第1号)	2
10 申請書の添付書類	4
一般共同企業体協定書(様式第2号)	4
一般共同企業体経営事項審査表(様式第3号)	5
委任状(様式第4号)	5
11 問い合わせ先	5

島根県が平成29・30年度に発注する建設工事の一般競争入札及び指名競争入札（随意契約を含む。）に一般共同企業体を結成して参加しようとする者は、以下に記載する手順に従い、入札参加資格申請書及び添付書類（以下「申請書類」という。）を提出しなければなりません。

またJVで申請した業種について各構成員が単独に重複して入札参加資格申請は出来ません。

1 申請書類の一覧

番号	名称	備考
1	一般共同企業体入札参加資格審査申請書 様式第1号	※詳細→P 2
2	一般共同企業体協定書(写) 様式第2号	※詳細→P 4
3	一般共同企業体経営事項審査表 様式第3号	※詳細→P 4
4	直前の経営事項審査結果通知書(写)	審査基準日が平成27年6月30日以降のもので、平成29年1月1日時点で有効なもの
5	委任状 様式第4号	※詳細→P 5
6	返信用切手82円分	透明な小袋に入れて申請書類の最上部に添付

<参照>

- ・申請書類の提出部数は1部です。
- ・申請書類は上記番号順に綴じてください。
- ・申請書類の左上隅をホチキスで綴じて提出してください。

2 申請書類の提出方法

郵送又は信書便（消印（発送）日が確認出来るもの）もしくは持参により提出してください。なお、申請書類の過不足等を受付時に確認しますので、できるだけ持参により提出してください。

3 申請書類の提出期間

提出期間は平成28年12月1日（木）から平成29年1月16日（月）までとし、毎日（土曜日、日曜日、祝日を除く）9時から12時及び13時から17時まで受付を行います。よって、持参の場合は、平成29年1月16日（月）17時までとなります。また、郵送の場合は、平成29年1月16日（月）までの消印があるものを有効とします。

4 申請書類の提出場所

島根県庁土木部土木総務課建設産業対策室

5 一般共同企業体の申請資格について

一般共同企業体の資格審査を申請する者は、次の全ての項目に該当しなければなりません。

- ① 共同企業体を構成する建設業者（以下「構成員」という。）の総数が、2業者又は3業者（継続的な協業関係が確保され、工事の円滑な施工に支障がないと認められるものについては、4業者又は5業者）であること。
- ② 平成31年3月31日（同日後に請負契約の履行後3ヶ月を経過する日が到来する場合

は、その日)まで存続するものであること。

- ③ 建設工事について瑕疵担保責任がある場合には、存続期間満了後においても、各構成員が連帯してその責めを負うものであること。
- ④ 原則として、各構成員が対等の立場で一体となって施工する運営形態であること。
- ⑤ 受注しようとする工事現場ごとに、構成員のいずれかが建設業法に定められた主任技術者又は監理技術者を専任で配置し得ること。

6 各構成員の申請資格について

一般共同企業体の構成員は、次の全ての項目に該当しなければなりません。

- ① 県内に主たる営業所を有する者（県内業者）であること。
- ② 申請する業種に係る平成29・30年度の島根県の申請資格を有する者であること。
- ③ 同一の業種に係る他の一般共同企業体の構成員でないこと。
- ④ 出資比率が均等割の10分の6以上であること。
例：2業者で構成する場合 → 1者30%以上、3業者で構成する場合 → 1者20%以上
- ⑤ 申請する業種について、元請としての施工実績を有する者であること。
- ⑥ 申請する業種について、許可を取得してから3年以上の営業実績を有する者であること。

7 審査結果について

今回受付を行った申請については、審査を行ったうえで、平成29年4月1日付けで資格の認定を行った旨通知する予定です。

また、認定を行わなかった場合は、理由を附してその旨通知します。

8 資格の有効期間

平成31年3月31日までです。

9 申請書の記入要領

共通事項

- ① 申請年月日については、申請書を提出する年月日を記入してください。
- ② 構成員の中から共同企業体代表者を1者定めてください。「申請者」欄には共同企業体代表者の本社名及び代表者名を記入のうえ、代表者印を押印してください。(印鑑証明は不要)
なお、建設業法上の主たる営業所と登記簿上の本社とが異なる場合は、両方を併記してください。
- ③ 申請書類の記入については、鉛筆以外のもので行ってください。
- ④ 申請書は、ホームページからA4版用紙（一般共同企業体協定書だけはA3版用紙）に出力するか、又は本県の各合同庁舎内に設けられた県政情報コーナーにおいてコピーサービス（有料）により入手してください。（データによる申請は受けません。）

一般共同企業体入札参加資格審査申請書(様式第1号)

「共同企業体の名称」

〇〇建設共同企業体としてください。

「入札参加資格審査を希望する業種」

建設業法に規定する許可の「業種」（29種）が記載されていますので、資格審査を希望する「業種」について、右隣空白欄に一般建設業許可の場合は「1」を記入し、特定建設業許可の場合は「2」を記入してください。（一般と特定の両方の許可業者により共同企業体を構成する場合は、共同企業体としては特定許可業者として扱われますので、欄内に「2」と記入してください。）

なお、記入が無い業種については全て希望しないものとみなされます。

「入札参加資格審査を申請する工事種別(発注工事種別)」

島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成13年3月30日島根県告示第273号）の規定に基づき、入札参加資格の認定は、建設業許可の許可業種（建設工事の種類）毎に行い、当該認定により競争入札に参加することができる工事種別は、以下の表のとおりとなるため、許可業種（建設工事の種類）と島根県が定める発注工事種別の組み合わせ毎に、入札参加資格を希望することとなります。

資格審査を希望する「工事種別」を丸で囲んでください。

なお、丸が無い工事種別については全て希望しないものとみなされます。

なお、島根県が定める発注工事種別の詳しい内容（工事内容の例等）については、別途定める「入札参加資格を認定する許可業種（建設工事の種類）と発注工事種別について」をご確認のうえ入札参加資格の希望に漏れが無いよう注意してください。

【認定する許可業種（建設工事の種類）と島根県が定める発注工事種別の組み合わせ表】

工 事 種 別	認定を受けた建設工事の種類
一般土木工事	土木一式工事(土) とび・土工・コンクリート工事(と) 鋼構造物工事(鋼) しゅんせつ工事(しゅ) 解体工事(解)
舗装工事	ほ装工事(ほ)
鋼橋上部工事	鋼構造物工事(鋼)
プレストレストコンクリート工事	土木一式工事(土)
港湾工事	土木一式工事(土) しゅんせつ工事(しゅ)
機械設備工事	機械器具設置工事(機) 鋼構造物工事(鋼)
塗装工事	塗装工事(塗)
造園工事	造園工事(園)
さく井工事	さく井工事(井)
冷暖房衛生設備工事 (建築物)	管工事(管) 熱絶縁工事(絶) 消防施設工事(消)
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事(と)
維持修繕工事	土木一式工事(土) ほ装工事(ほ) 電気工事(電) とび・土工・コンクリート工事(と) 塗装工事(塗) 鋼構造物工事(鋼) 解体工事(解)
グラウト工事	土木一式工事(土) とび・土工・コンクリート工事(と)
一般建築工事	建築一式工事(建) 大工工事(大) 左官工事(左) とび・土工・コンクリート工事(と) 石工事(石) 屋根工事(屋) タイル・れんが・ブロック工事(タ) 鋼構造物工事(鋼) 鉄筋工事(筋)

	板金工事(板) ガラス工事(ガ) 防水工事(防) 内装仕上工事(内) 建具工事(具) 清掃施設工事(清) 解体工事(解)
管工事 (建築物以外)	管工事(管) 水道施設工事(水)
電気工事	電気工事(電) 消防施設工事(消)
通信設備工事	電気通信工事(通)

(注1) 建設工事は、この表の左欄に掲げる工事種別ごとに発注される。この場合、競争入札に参加することができるのは、同表右欄に掲げる建設工事の種類^①の認定を受けた者が同表左欄に掲げる工事種別への入札参加を希望する場合とする。

(注2) 下表左欄の工事種別の入札参加資格申請には、「3. 申請資格について」に併せて工事実績、機械保有等、下表右欄の条件が必要となります。

プレストレスト コンクリート 構造物	認定には、土木一式とは別に「プレストレストコンクリート(構造物)」としての経営事項審査結果における年間平均完成工事高、または、審査基準日以降に施工実績がある旨の証明が必要。
法面処理	認定には、とび土工コンクリートとは別に「法面処理」としての経営事項審査結果における年間平均完成工事高、または、審査基準日以降に施工実績がある旨の証明が必要。
鋼橋上部	認定には、鋼構造物とは別に「鋼橋上部」としての経営事項審査結果における年間平均完成工事高、または、審査基準日以降に施工実績がある旨の証明が必要。
舗装工事 及び 舗装に関する 維持修繕工事	認定には、アスファルトフィニッシャーを保有しているおり(継続的なリース契約等により確実に調達されていると認められる場合を含む。)、そのオペレーター及び舗装施工管理技術者を常時雇用していることが必要。 ほ装工事の経営事項審査結果における年間平均完成工事高、または、審査基準日以降に施工実績は有しているが、アスファルトフィニッシャーの保有等の条件を満たさない者については、特殊ほ装(※)のみ入札参加資格を希望することが出来る。

※ 特殊舗装 = 橋梁、隧道等のコンクリート舗装や競技場のグラウンド舗装等のアスファルトフィニッシャーを用いない舗装工事。

10 申請書の添付書類

一般共同企業体協定書(様式第2号)

各条文にあるアンダーライン部に、それぞれ次の事項を記入してください。

- ① 第2条部分 …… 共同企業体名(「〇〇建設共同企業体」の〇〇部分のみを記入)
- ② 第3条部分 …… 共同企業体代表者の本社所在地
- ③ 第4条部分 …… 成立日:平成29年1月1日、存続期間:27ヶ月
- ④ 第5条部分 …… 構成員総ての本社所在地、商号又は名称
- ⑤ 第6条部分 …… 共同企業体代表者の商号又は名称
- ⑥ 第8条部分 …… 構成員総ての出資比率(均等割の10分の6以上、詳細→P2)
- ⑦ 第11条部分 …… 共同企業体代表者の名義で取り引きされる金融機関名
- ⑧ 第19条部分 …… 協定書は構成員数と同数作成し、各構成員が所持する

一般共同企業体経営事項審査表(様式第3号)

この審査表は資格審査を申請する業種ごとに作成してください。

また、土木一式工事を申請する場合はプレストレストコンクリート工事に係る審査表を、とび土工コンクリート工事を申請する場合は法面処理工事に係る審査表を、鋼構造物工事を申請する場合は鋼橋上部工事に係る審査表を、それぞれ当該業種の審査表に併せて作成のうえ添付してください。

なお、一般共同企業体に係る資格審査における基準値は下表のとおりです。

審査項目	評点	項目別審査基準値
経営状況 (点)	Y	各構成員の評点Y
経営規模(完成工事高) (千円)	X ₁	各構成員の実数
経営規模(自己資本額、利益額) (千円)	X ₂	各構成員の実数
技術力(技術職員数、元請完成工事高) (人・千円)	Z	各構成員の実数
その他の審査項目(社会性等) (点)	W	各構成員の <u>評点</u> W

【記入の手順】

- 1) 「業種名」欄に希望する業種名を記入します。
 - 2) 「一般共同企業体の名称」欄に共同企業体名を記入します。
 - 3) 「許可番号」欄及び「商号又は名称」欄に各構成員の許可番号及び商号等を記入します。
 - 4) 構成員ごとに経審事項審査結果通知書に記載された「経営状況評点(Y)」、「業種完成工事高(千円)」、「自己資本額(千円)」、「利益額(千円)」、「技術職員数(人)」、「元請完成工事高(千円)」、「その他の審査項目評点(Y)」を記入します。
 - 5) 「合計」欄に項目ごとの合計値を記入します。
 - 6) 「平均」欄に「経営状況評点(Y)」及び「その他の審査項目評点(W)」に係る平均値(小数点第1位まで)を記入します。
- それ以外の項目に係る平均値及び「※」欄への記入は不要です。

委任状(様式第4号)

委任者は共同企業体代表者を除く各構成員、受任者は共同企業体代表者となります。

1.1 問い合わせ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
島根県土木部土木総務課建設産業対策室 企画員 小村 領一
TEL(0852) 22-5185 FAX(0852) 22-5782
E-mail:omura-ryoichi@pref.shimane.lg.jp